

# 第70回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成29年6月29日(木曜日) 午前10時

## 開催場所

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号  
HK淀屋橋ガーデンアベニュー  
阪和興業株式会社 7階会議室

## 目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役14名選任の件	
第5号議案 監査役2名選任の件	
(添付書類)	
▶ 事業報告	23
▶ 連結計算書類	47
▶ 計算書類	50
▶ 監査報告書	53



阪和興業株式会社

証券コード：8078

## 株主各位

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号  
**阪和興業株式会社**  
代表取締役社長 古川 弘成

### 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」（5ページから22ページまで）をご検討いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### ■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### ■インターネット等による議決権行使の場合

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ガーデンアベニュー  
阪和興業株式会社 7階会議室

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- (1) 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役14名選任の件  
第5号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書または会計監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

# 議決権行使方法についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



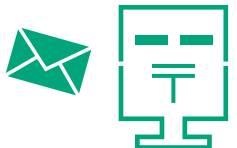
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、  
**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

平成**29**年**6**月**29**日(木)午前**10**時

- 本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に  
各議案に対する賛否を  
ご記入いただきご返送ください。

行使期限

平成**29**年**6**月**28**日(水)  
午後**5**時到着分まで

## インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト  
<http://www.web54.net>  
にて各議案に対する賛否を  
ご入力ください。

行使期限

平成**29**年**6**月**28**日(水)  
午後**5**時受付分まで

### 〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## ▶ インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 ウェブ行使  
<http://www.web54.net>

### 2 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 第70期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な利益の還元を経営の最重要政策の一つとして考えております。株主の皆様に対しては安定した配当を継続して実施することを第一義とするとともに、不断に収益力の向上に努め、基礎的な収益水準の上昇とともに戦略的投資からの利益回収状況に合わせて、配当額の増加を目指してまいります。

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,031,987,270円となります。また、当社は平成28年12月に1株につき9円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき19円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを平成29年5月12日の取締役会で決議いたしました。併せて、当社株式の投資単位につきましても、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として株式併合を行うものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

### 2. 株式併合の割合

当社の普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

1億1,400万株といたします。

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

〈ご参考〉

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法の定めにより、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

（下線は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億7,000万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億1,400万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p>

## 第3号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の当社事業展開に備え、現行定款第2条（目的）を見直し、新たな事業内容に機動的に対応できるようにするものであります。
- (2) ガバナンス強化の観点から、法令に従って、取締役会の招集権及び議長を各取締役役に認める等の権限分配を図るべく、現行定款第23条（取締役会の招集者と議長に関する定め）を廃止するものであります。
- (3) 取締役会における監督機能の強化及び導入済の執行役員制度の明確化を図ることを目的に、定款変更案第27条において執行役員に関する規定を新設するとともに、現行定款第22条第2項から執行役員制度上の役付と重なる一部の役付取締役を削除するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、阪和興業株式会社と称する。  <u>前項の商号は、英文ではHANWA CO., LTD.とする。</u>	第1条 (商号) 当社は、阪和興業株式会社と称し、 <u>英文ではHANWA CO., LTD.とする。</u> (削除)
(目的) 第2条 当社は、 <u>次の業務を営むことを目的とする。</u> 1. <u>次の商品の販売業、問屋業及び輸出入業</u> <u>①棒鋼、形鋼、鋼板、線材、軌条、鋼管等</u> <u>普通鋼々材全品種、鉄鋼二次・三次製品、特殊鋼、鋳鍛造品</u>	第2条 (目的) (削除) <u>当社は、鉄鋼、非鉄・金属原料、食品、石油・化成品、機械、木材など広範な分野において、商品・資源等の売買、仲立、代理、問屋、輸出入、開発、生産、製造、加工修理、保守、管理、検査、賃貸</u>



現行定款	変更案
<p>②銑鉄、半製品、伸鉄材、鉄屑・合金鉄・<u>鉍石・石炭等製鉄原材料並びに製鉄副資材</u></p> <p>③銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニッケル・クロム・レアメタル等の地金、合金及びその製品並びに発生品</p> <p>④製鉄、工作、土木鉍山、農林業、電気、化学、船舶、その他の機械類、度量衡器並びに工具類</p> <p>⑤石油類、高圧ガス及びその副製品、工業薬品類、劇毒物、化成品、各種繊維材料及びその製品、その他一般雑貨類</p> <p>⑥セメント、木材及びその製品、住宅機器その他建設資材</p> <p>⑦農産、水産、林産、畜産、天産物、酒類その他の食品及び飲料品並びに飼料及びそれ等の製品</p> <p>⑧電子計算機及び同関連機器、産業用ロボット、通信機器、事務機器及びそれらのシステム・ソフトウェア</p> <p>⑨真珠、貴石、貴金属及びこれらの加工品</p> <p>⑩製紙原料、パルプ、紙類及びその加工品</p> <p>⑪自動車及びその他輸送用機器の部品並びに付属品</p> <p>⑫太陽電池原材料及びその製品</p> <p>2. 前号商品の製造並びに加工業</p>	<p>借、リース、レンタル、据付工事請負のほか、物流事業、各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。</p> <p>2. 前項の事業には、下記各号の事業並びに各事業に関するコンサルタント業務及び各事業に附帯関連する一切の業務を含む。</p> <p>①棒鋼、形鋼、鋼板、線材、軌条、鋼管等普通鋼々材全品種、鉄鋼二次・三次製品、特殊鋼、鑄鍛造品に関する事業</p> <p>②銑鉄、半製品、伸鉄材、鉄屑・合金鉄・鉍石・石炭等製鉄原材料並びに製鉄副資材に関する事業</p> <p>③銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニッケル・クロム・レアメタル等の地金、合金及びその製品並びに発生品に関する事業</p>

現行定款	変更案
	<p>④製鉄、工作、土木鉱山、農林業、電気、化学、船舶、その他の機械類、度量衡器並びに工具類に関する事業</p> <p>⑤石油類、高圧ガス及びその副製品、工業薬品類、劇毒物、化成品、各種繊維材料及びその製品、その他一般雑貨類に関する事業</p> <p>⑥セメント、木材及びその製品、住宅機器その他建設資材に関する事業</p> <p>⑦農産、水産、林産、畜産、天産物、酒類その他の食品及び飲料品並びに飼料及びそれ等の製品に関する事業</p> <p>⑧電子計算機及び同関連機器、産業用ロボット、通信機器、事務機器及びそれらのシステム・ソフトウェアに関する事業</p> <p>⑨真珠、貴石、貴金属及びこれらの加工品に関する事業</p> <p>⑩製紙原料、パルプ、紙類及びその加工品に関する事業</p> <p>⑪自動車及びその他輸送用機器の部品並びに付属品に関する事業</p> <p>⑫太陽電池原材料及びその製品に関する事業</p> <p>⑬建設土木工事の設計、監理及び請負業</p> <p>⑭艦船、車輛、汽罐、橋梁、索道、堰堤その他各種構造物並びに機械類に関する事業</p> <p>⑮損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、倉庫運送業及び貨物利用運送業</p> <p>⑯発電及び電気並びに熱の供給に関する事業</p> <p>⑰労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>⑱有価証券の投資及び運用、各種債権の買取、為替取引並びに各種金融業</p> <p>⑲鉄鋼・産業機械・輸送機器・事務機器・情報機器の賃貸借、リース、レンタル及びその媒介業</p> <p>⑳古物に関する事業</p> <p>㉑産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業</p> <p>㉒不動産に関する事業</p>

現行定款	変更案
<p>3. 建設土木工事の設計、監理及び請負業</p> <p>4. 艦船、車輛、汽罐、橋梁、索道、堰堤その他各種構造物並びに機械類の設計、製造、修理、据付、管理及び解体又はそれ等の請負業</p> <p>5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、倉庫運送業及び貨物利用運送業</p> <p>6. 発電及び電気並びに熱の供給に関する事業</p> <p>7. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>8. 有価証券の投資及び運用、各種債権の買取、為替取引並びに各種金融業</p> <p>9. 鉄鋼・産業機械・輸送機器・事務機器・情報機器の賃貸借、リース、レンタル及びその媒介業</p> <p>10. 古物の売買及び売買の受託業務</p> <p>11. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業</p> <p>12. 不動産の売買、交換、賃貸借、リース、レンタル並びにそれらの代理、媒介及び管理業</p> <p>13. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営及び一般旅行業、旅行代理店業並びに広告業</p> <p>14. 前各号に係るコンサルタント業務</p> <p>15. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>②3ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営及び一般旅行業、旅行代理店業並びに広告業</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により代行者がこれにあたる。</p>

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員のとき、又は取締役会長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長、<u>取締役副会長及び取締役社長</u>を選定することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (取締役会の決議の方法)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会規則)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第27条 (執行役員を選定)</p> <p><u>取締役会は、その決議により執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>

## 第4号議案 取締役14名選任の件

取締役14名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			
1	きた 北 じゅうじ 修爾	取締役会長	再任		
2	ふるかわ 古川 ひろなり 弘成	代表取締役社長	再任		
3	せりざわ 芹澤 ひろし 浩	代表取締役副社長執行役員	再任		
4	おがさわら 小笠原 あきひこ 朗彦	取締役専務執行役員	再任		
5	かとう 加藤 やすみち 恭道	取締役専務執行役員	再任		
6	ながしま 長嶋 ひでみ 日出海	取締役専務執行役員	再任		
7	なかがわ 中川 よういち 洋一	取締役専務執行役員	再任		
8	くらた 倉田 やすほる 泰晴	取締役専務執行役員	再任		
9	せき 関 おさむ 收	取締役	再任	社外取締役	独立役員
10	ほり 堀 りゅうじ 龍兒	取締役	再任	社外取締役	独立役員
11	やまもと 山本 ひろまさ 浩雅	取締役常務執行役員	再任		
12	はたなか 畠中 やすし 康司	取締役常務執行役員	再任		
13	さきやま 篠山 よういち 陽一	常務執行役員	新任		
14	いでり 出利葉 ちろう 知郎	執行役員	新任		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">きた しゅうじ <b>北 修爾</b> (昭和18年1月28日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 502,624株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p>	<p>昭和41年 4月 通商産業省入省 昭和55年 4月 外務省在ロス・アンジェルス日本国総領事館 領事 昭和58年 4月 大阪通商産業局商工部長 昭和62年 5月 日本貿易振興会ジャカルタ・センター所長 平成元年10月 関東通商産業局総務企画部長 平成 3年 6月 経済企画庁長官官房審議官 平成 5年 6月 通商産業省退官 当社常務取締役 平成 6年 2月 当社代表取締役社長 平成23年 4月 当社代表取締役会長 平成23年 6月 京阪電気鉄道株式会社（現 京阪ホールディングス株式会社）社外取締役（現任） 平成29年 4月 当社取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人阪和育英会理事長 京阪ホールディングス株式会社社外取締役</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年の国家行政において要職を歴任し、退官後は平成6年より当社の代表取締役社長、平成23年より代表取締役会長として社業の発展を牽引し、本年4月より取締役会長を務めています。今日に至るまでの当社での豊富な経営経験により、今後の当社の経営を俯瞰して見ることができると判断し、取締役候補者いたしました。</p>
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ふるかわ ひろなり <b>古川 弘成</b> (昭和21年10月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 124,987株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p>	<p>昭和44年 3月 当社入社 平成 8年 4月 阪和（香港）有限公司副社長兼アジア地域副 支配人（中国・香港） 平成 9年 6月 当社取締役 平成15年 4月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 平成21年 4月 当社代表取締役副社長 平成23年 4月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、国内外で主に鉄鋼事業全般に携わり、平成23年より代表取締役社長を務めています。鉄鋼や金属原料、非鉄金属事業などでの広範な業務経験と、約8年間の香港勤務などにより培われたグローバルな知見を活かし、強いリーダーシップで社業の発展と経営基盤強化の実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;"><b>3</b></p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">せりざわ ひろし <b>芹澤 浩</b> (昭和26年12月26日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 48,341株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p>	<p>昭和50年 4月 当社入社</p> <p>平成17年 4月 当社理事 東京鋼板担当兼厚板・鋼板販売部長</p> <p>平成17年 6月 当社取締役</p> <p>平成22年 4月 当社常務取締役</p> <p>平成24年 4月 当社取締役専務執行役員</p> <p>平成27年 4月 当社取締役副社長執行役員</p> <p>平成29年 4月 当社代表取締役副社長執行役員（現任） 当社全社鉄鋼総轄（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に鉄鋼事業全般に携わり、平成27年より取締役副社長執行役員、本年4月より代表取締役副社長執行役員として、全社の鉄鋼事業を総轄しています。これらによって培われた高い専門的知識と、豊富なマネジメント経験により、更なる収益基盤強化の実現に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>
<p style="text-align: center;"><b>4</b></p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">おがさわらあきひこ <b>小笠原朗彦</b> (昭和28年9月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 45,300株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p>	<p>昭和51年 4月 当社入社</p> <p>平成18年 4月 当社理事 非鉄金属・金属原料・特殊金属担当兼金属原料部長</p> <p>平成18年 6月 当社取締役</p> <p>平成23年 4月 当社常務取締役</p> <p>平成24年 4月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成25年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>平成28年 4月 当社非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管理担当（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に非鉄金属事業及び金属原料事業に携わり、平成23年より常務取締役として非鉄金属・金属原料・特殊金属事業を統轄して当事業の発展を牽引、平成25年より取締役専務執行役員を務めています。高い専門的知識と豊富な業務経験が当事業の更なる業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">かとう やすみち <b>加藤 恭道</b> (昭和30年4月26日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 113,922株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社理事 大阪厚板・鋼板建材・鋼板販売担当</p> <p>平成22年6月 当社取締役</p> <p>平成24年4月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成27年4月 当社海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木材統轄（現任）</p> <p>平成28年4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、平成22年より取締役として大阪鋼板部門及び機械部門を担当、平成28年より海外営業・貿易業務・木材事業を統轄する取締役専務執行役員を務めています。高い専門的知識と豊富な業務経験が当事業の更なる業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ながしま ひ で み <b>長嶋日出海</b> (昭和35年2月15日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 38,134株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成23年4月 当社理事 東京厚板・鋼板販売・鋼板建材第一・鋼板建材第二・北海道支店担当</p> <p>平成24年4月 当社執行役員</p> <p>平成27年6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成28年4月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成29年4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>当社東京条鋼部門・東京鋼板部門・線材特殊鋼チタン・北海道支店・東北支店・新潟支店・関東支店統轄兼東京機械担当補佐（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、平成27年より取締役として東京鋼板部門を担当、本年4月より取締役専務執行役員を務めています。高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、東日本における鉄鋼事業及び各支店の統轄として更なる業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
<p style="text-align: center;">7</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">なかがわ よういち <b>中川 洋一</b> (昭和36年8月14日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 18,018株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)</p>	<p>昭和61年 4月 当社入社</p> <p>平成25年 4月 当社理事 経理・関連事業担当兼経理部長兼関連事業部長</p> <p>平成26年 4月 当社執行役員</p> <p>平成27年 6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成28年 4月 当社取締役常務執行役員 当社管理部門統轄（現任）</p> <p>平成29年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p>	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>入社以来、主に経理・財務部門に携わり、平成27年より取締役として経理・財務を担当、本年4月より取締役専務執行役員を務めています。高い専門的知識や、12年余りの米国勤務などにより培われたグローバルな知見、豊富な実務経験を活かし、管理部門統轄としての職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>
<p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">くらた やすはる <b>倉田 泰晴</b> (昭和34年9月12日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 8,000株</p> <p>(取締役会への出席状況) 13回/13回 (100%)</p>	<p>昭和57年 4月 当社入社</p> <p>平成23年 4月 当社理事 アジア地域支配人(アセアン・インド・中東) 鉄鋼・機械を除く部門担当兼HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.会長</p> <p>平成24年 4月 当社執行役員</p> <p>平成28年 4月 当社常務執行役員 当社燃料部門・食品部門統轄兼業務管理担当（現任）</p> <p>平成28年 6月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成29年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p>	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>入社以来、主に非鉄金属事業に携わり、平成22年よりアジア地域支配人としての5年余りのシンガポール勤務を経て、平成28年より取締役常務執行役員として石油・化成品事業及び食品事業を統轄、本年4月より取締役専務執行役員を務めています。国内外で培った豊富な実務経験を活かし、更なる業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p style="text-align: center;">せき おさむ 関 收</p> <p style="text-align: center;">(昭和14年8月23日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 28,973株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p>	<p>昭和37年 4月 通商産業省入省 昭和62年 6月 大阪通商産業局長 平成元年 6月 大臣官房総務審議官 平成2年 6月 防衛庁装備局長 平成4年 6月 中小企業庁長官 平成5年 6月 通商産業省退官 平成7年 6月 住友電気工業株式会社常務取締役 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成14年 6月 株式会社ピーエス三菱社外取締役 平成16年 6月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長 平成19年 6月 当社取締役（現任） 平成24年 2月 弁護士登録（尚友法律事務所）（現任） 平成27年12月 マツハコーポレーション株式会社社外取締役 平成28年 9月 一般社団法人日本ダイバーシティ・マネジ メント推進機構理事長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士（尚友法律事務所）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 長年の国家行政及び企業経営での豊富な経験に裏打ちされた広範な知識を有し、平成24年より弁護士としても活動するなど、その高い人格・識見により、公正で客観的な立場から当社の経営判断及び業務執行を監督いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">10</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p>	<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">ほり 龍児 堀 龍児</p> <p style="text-align: center;">(昭和18年9月3日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 3,165株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回／16回（100%）</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 総合会社におけるリスク管理等に長年携わることで培われた専門知識や法律の専門家としての広範な知見に加え、大学教授としての経験も有することから、総合的・多面的な視野から当社の経営判断及び業務執行を監督いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>	<p>昭和41年 4月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社 平成 8年 6月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役 平成12年 6月 同社常務取締役 平成14年 6月 同社専務執行役員 平成15年 4月 早稲田大学法学部教授 平成16年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 平成17年 6月 株式会社トクヤマ社外監査役（現任） 平成23年 6月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任） 平成24年 6月 株式会社T&amp;Dホールディングス社外取締役（現任） 平成25年 4月 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長（現任） 平成26年 4月 TMI総合法律事務所顧問（現任） 早稲田大学名誉教授（現任） 平成26年 6月 当社取締役（現任） 平成28年 5月 株式会社ニシキ社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社T&amp;Dホールディングス社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p>11</p> <p>再任</p>	<p>やまもと ひろまさ <b>山本 浩雅</b> (昭和35年3月18日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 52,969株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成24年4月 当社理事 機械・大阪厚板担当兼機械部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪条鋼部門・機械・大阪厚板・九州支店・中国支店統轄（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に鉄鋼貿易事業及び機械事業に携わり、平成元年より4年余りの米国勤務を経て、平成26年より取締役として機械・海外営業・貿易業務管理を担当、平成28年より取締役常務執行役員として、大阪条鋼・厚板事業、西日本の各支店及び機械事業を統轄しています。高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、更なる業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>
<p>12</p> <p>再任</p>	<p>はたなか やすし <b>畠中 康司</b> (昭和35年8月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 20,881株</p> <p>(取締役会への出席状況) 16回/16回 (100%)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成24年8月 当社理事 大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・スチールサービス事業推進担当兼東京薄板国際担当補佐兼大阪本社薄板第三部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員 平成28年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進統轄（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、平成14年より5年間の中国勤務を経て、平成26年より取締役として大阪鋼板部門及びスチールサービス事業を担当、平成28年より取締役常務執行役員を務めています。高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、鋼板部門を中心とした鉄鋼事業とスチールサービス事業の更なる展開ができるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
13 新任	<p>ささやま よういち 篠山 陽一 (昭和36年11月8日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 4,486株</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 当社理事 東京薄板担当兼薄板部長 平成26年4月 当社執行役員 平成29年4月 当社常務執行役員（現任） 当社名古屋支社長、静岡営業所統轄（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に鉄鋼事業の鋼板部門に携わり、平成26年より鉄鋼・機械部門担当アジア地域支配人としての3年余りのタイ、インドネシア勤務を経て、本年4月より常務執行役員として名古屋支社長を務めています。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	
14 新任	<p>いでり は ちろう 出利葉知郎 (昭和36年10月3日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 36,988株</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成22年4月 当社理事 非鉄金属・特殊金属担当 平成24年4月 当社執行役員（現任） 平成25年4月 当社非鉄金属・金属原料・特殊金属担当（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に非鉄金属事業に携わり、平成7年より4年余りのマレーシア勤務を経て、平成24年より非鉄金属・金属原料・特殊金属事業担当の執行役員を務めています。国内外での高い専門的知識と豊富な実務経験を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 收、堀 龍児の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 関 收氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年であります。
4. 堀 龍児氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年であります。
5. 堀 龍児氏は、平成29年6月開催予定の株式会社トクヤマの定時株主総会終結の時をもって同社社外監査役を退任する予定であります。
6. 当社は、関 收、堀 龍児の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役江島洋一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役森口淳宏氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	かわにし ひでお 川西 英夫	取締役副社長執行役員	新任
2	とがわ なおゆき 十川 直之	取締役専務執行役員	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1 新任	かわにし ひでお 川西 英夫 (昭和25年3月15日生) ■ 所有する当社株式数 108,929株	昭和48年4月 当社入社 平成17年4月 当社理事 大阪厚板・鋼板販売・鋼板建材担当 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員 平成26年4月 当社取締役副社長執行役員（現任）
	【監査役候補者とした理由】	入社以来、主に鉄鋼事業に携わり、平成17年に取締役に就任し、平成24年に取締役専務執行役員 大阪本店長・大阪鉄鋼統轄に任ぜられ、平成26年より取締役副社長執行役員を務めておりました。長年培った経験と経営全般に関する知見を活かし、監査役として当社経営の健全性確保に貢献できるものと判断し、監査役候補者といいたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p style="text-align: center;">とがわ なおゆき 十川 直之 (昭和27年2月18日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 34,429株</p>	<p>昭和49年3月 当社入社 平成21年4月 当社理事 名古屋支社長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 平成27年4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に鉄鋼事業に携わり、平成21年より取締役名古屋支社長に任ぜられ、平成27年より取締役専務執行役員を務めておりました。長年培った経験と専門的知識と経営全般に関する知見を活かし、監査役として当社経営の健全性確保に貢献できるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 十川直之氏は、監査役森口淳宏氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより平成32年6月開催予定の第73回定時株主総会終結の時までとなります。
3. 川西英夫、十川直之の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。
4. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

以上

※英文株主総会招集ご通知（要旨）につきましては、当社ホームページをご覧ください。  
（ホームページアドレス）<http://www.hanwa.co.jp/>

# 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国では鉱工業生産や設備投資の若干停滞した時期があったものの、個人消費や住宅投資を中心に緩やかな回復基調を維持しました。また、欧州では、英国のEU離脱問題や移民問題、地政学的リスクなど政情面での不安定要素はありましたが、実体経済面では総じて底堅く推移しました。中国では、生産能力や債務の過剰問題は依然として残るものの、新常态政策の下で低調だったインフラ・不動産への投資や個人消費が各種景気対策の効果により持ち直し、経済成長の鈍化傾向は和らぎました。その他の新興諸国では、先進国景気や金融環境・資源価格の動向、政治的・地政学的問題などによる影響を受けましたが、アジア諸国は国によるばらつきはあるものの、内需中心に比較的堅調に推移した他、停滞していた南米やロシアも資源価格の回復などにより上向き傾向にありました。

一方、国内経済は、海外の景気動向や為替の影響を受けて輸出は伸び悩んだものの、住宅投資が若干上向き、製造業の稼働率も回復の兆しを見せた他、インバウンド効果もあり個人消費や設備投資も持ち直しつつあるなど比較的安定した推移となりました。

#### ■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、石油製品や鋼材の価格が前連結会計年度に比べ低い水準にあったものの、金属原料や木材の販売増などにより、前連結会計年度比0.1%増の1兆5,140億37百万円となりました。一方、利益面では、営業利益は主に食品事業や鉄鋼事業での増益などにより、前連結会計年度

比28.9%増の234億26百万円、経常利益は前連結会計年度に発生した持分法による投資損失のような大きな下押し要素がなかったことなどにより、前連結会計年度比48.5%増の229億7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は特別利益の減少や前連結会計年度での過年度損失の損金算入のような法人税等の低減事象がなかったことなどから、前連結会計年度比35.8%減の163億63百万円となりました。

#### ■ セグメント別の状況

鉄鋼事業においては、鋼材需要は堅調に推移はしたものの、国内消費や輸出の伸び悩み、建設分野での工事着工の遅れなどにより、盛り上がり欠けた状況にありました。また、鋼材価格についても、年度後半に鉄鋼原料価格の上昇により底打ちしたものの、前連結会計年度での市況下落の影響から、前連結会計年度に比べ低い価格水準にありました。利益面では、前期に発生した持分法による投資損失のような大きな下押し要素がなかったことや採算の良い請負工事の完工計上があったこと、海外のコイルセンターの収益が改善したことなどから、利益率が改善しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.5%減の7,868億92百万円、セグメント利益は前連結会計年度比21.9%増の180億82百万円となりました。

金属原料事業においては、ニッケルを始めとして国際商品価格の停滞した時期が長く、当連結会計年度前半の円高の影響も相まって前連結会計年度より低い価格帯にありましたが、フェロクロムやニッケル化合物などの販売増が売上高に寄与しました。一方、利益面では為替差損益が前連結会計年度では差益であったものが、当連結会計年度においては差損に転じたこと



や、子会社の昭和メタル(株)での長期在庫の処分損などが利益を押し下げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比2.6%増の1,346億24百万円、セグメント利益は前連結会計年度比36.3%減の14億13百万円となりました。

非鉄金属事業においては、前連結会計年度に下落した国際商品価格は反転し切り上がってきたものの、当連結会計年度前半は為替が円高傾向にあり、円貨での価格水準が前連結会計年度に比べ低位にあったことから、売上高を押し下げました。一方、利益面では年度後半の価格上昇局面においてアルミニウムスクラップや貴金属スクラップなどの収益性が改善しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比3.5%減の792億6百万円、セグメント利益は前連結会計年度比27.8%増の10億84百万円となりました。

食品事業においては、北米でのエビ類の販売が前連結会計年度に比べ減少したことに加え、国内消費も依然として低調な状態が続き、販売数量が伸び悩んだことから、売上高は低調な推移となりました。一方、利益面では、主力商品で市況が上向いたことにより利幅が向上したことに加え、前連結会計年度にエビ市況の下落により損失を出していたSEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.が黒字化しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.8%減の890億11百万円、セグメント利益は28億72百万円となりました（前連結会計年度は、75百万円の利益）。

石油・化成品事業においては、前連結会計年度に下落した原油価格が当連結会計年度に入り持ち直し、石油製品価格も連動して底打ちしたものの、前連結会計年度に比べ低い価格帯にあ

った他、需要面でも海運市場の停滞により船用石油需要が減少したことなどから、売上高は減少しました。一方、冬場の灯油販売の収益性が改善したことや、当連結会計年度前半までの原料安や円高基調により、輸入日用雑貨品販売の採算が好転したことが利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比4.3%減の2,644億65百万円、セグメント利益は前連結会計年度比24.7%増の24億61百万円となりました。

海外販売子会社においては、鋼材製品へのアンチダンピング措置の適用範囲が拡大されたことによる米国での鉄鋼事業収益の減少や、中国華南での鋼材扱いの減少に加え、為替水準が前連結会計年度に比べ円高であったことも円貨換算での売上高の減少を招きました。一方、利益面では新たに連結対象としたインドネシアのPT. HANWA INDONESIAの利益やシンガポールでの非鉄金属事業の収益改善が利益に貢献しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.9%減の1,742億80百万円、セグメント損益は1億96百万円の利益となりました（前連結会計年度は、7億8百万円の損失）。

その他の事業においては、木材事業での欧州材などの拡販やレジャー機械の完工収入が収益を押し上げました。これらの結果、売上高は前連結会計年度比8.6%増の730億54百万円、セグメント利益は前連結会計年度比11.0%増の15億26百万円となりました。

## 報告セグメントごとの売上高及び利益

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 (百万円)
鉄鋼事業	775,725	51.2	18,082
金属原料事業	131,413	8.7	1,413
非鉄金属事業	77,674	5.1	1,084
食品事業	88,671	5.9	2,872
石油・化成品事業	257,165	17.0	2,461
海外販売子会社	111,993	7.4	196
その他	71,394	4.7	1,526
計	1,514,037	100.0	27,638
調整額	—	—	△4,731
連結	1,514,037	100.0	22,907

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

北関東スチールセンター（仮称） … 保管及び加工設備の新設  
（鉄鋼事業）

## (3) 資金調達の状況

長期資金調達手段のひとつである普通社債発行については、平成28年10月に100億円を発行いたしました。また、不測の事態に備えた資金の流動性確保の施策として、総額800億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (4) 対処すべき課題

### ■ 次期の見通し

米国の経済はトランプ政権での経済政策やフェデラル・ファンド金利の利上げの影響に注意が必要ですが、緩やかな回復基調は持続すると思われます。欧州でも景気は緩やかに回復しているものの、英国のEU離脱問題や移民問題、各国の選挙動向など政情面での不安定要素が残ります。一方、中国経済

は、過剰債務や過剰生産能力問題などの構造改革には時間がかかることが予想されますが、景気減速に対する施策の効果により、安定した成長が続くものと予想されます。その他の新興諸国では世界的な金融環境の変化や先進国経済の動向などに影響され、先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

国内経済では、個人消費や住宅投資、設備投資などの分野では大幅な上昇は期待しにくいものを持ち直し傾向は持続しており、オリンピック関連やインフラ整備などの建設需要も徐々に増加していくことが期待されます。製造業でも海外景気の持ち直しによる堅調な輸出などにより、生産活動は堅調に推移するものと思われま

す。当社グループとしましては、このような事業環境の中で、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

## ■ 中期経営計画について

当社グループは、平成28年5月に平成28年度から平成30年度までの3か年にわたる中期経営計画を策定し、重点課題の達成に向けた取り組みを進めております。

中期経営計画の概要は以下の通りです。

《テーマ》

『Sへのこだわり -STEADY, SPEEDY, STRATEGIC-』

～中長期を見据えたSUSTAINABLEな収益体質と経営基盤の強化～

- ① STEADY：既存の事業領域から得られる収益の確保と強化
- ② SPEEDY：グループ企業や国内外の戦略投資からの投資効果の早期実現
- ③ STRATEGIC：3年間で300億円程度の戦略的投資の継続による将来の追加収益の確保

《業績目標》

最終年度（平成31年3月期）

売上高2兆円、経常利益200億円、新規ユーザー獲得数2,000社（3年間累計）

なお、当連結会計年度において、経常利益目標については最終年度目標を達成したことに加えて、これまでに実施した資源投資など戦略的投資からの収益取り込みが今後見込める状況となってきたことから、平成29年5月に上記の中期経営計画を見直し、計画期間を平成31年度まで1年間延長した上で、定量目標を以下の通りとする予定です。

最終年度（平成32年3月期） 売上高2兆円、経常利益350億円、

新規ユーザー獲得数 2,700社（4年間累計）

投資総額 500億円（4年間累計）

当社グループとしましては、今後、これらの事業戦略を継続して実行していくことで、総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、さらなる顧客満足の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいりますので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 平成25年度	第68期 平成26年度	第69期 平成27年度	第70期（当期） 平成28年度
売 上 高（百万円）	1,682,503	1,737,397	1,511,800	1,514,037
経 常 利 益（百万円）	14,698	14,264	15,424	22,907
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益（百万円）	7,896	9,086	25,469	16,363
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	38円11銭	43円85銭	122円92銭	80円18銭
純 資 産（百万円）	125,361	142,749	156,139	171,637
総 資 産（百万円）	593,351	651,456	599,694	694,232

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の保管及び加工、金属原料・石油製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の保管及び加工の請負
阪和流通センター名古屋株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼・非鉄製品の保管及び加工等
阪和スチールサービス株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
阪和エコスチール株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
エスケーエンジニアリング株式会社	222百万円	100.0%	鉄骨工事の現場施工管理
株式会社トーハンスチール	64百万円	100.0%	鉄筋加工及び工事の請負
太洋鋼材株式会社	10百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
ダイコースチール株式会社	50百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売

会社名	資本金	出資比率	事業内容
すばる鋼材株式会社	57百万円	97.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
三栄金属株式会社	100百万円	98.5%	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ダイサン	200百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ハローズ	100百万円	100.0%	アミューズメント施設の管理及び運営
昭和メタル株式会社	20百万円	97.0%	特殊金属の加工及び販売
トーヨーエナジー株式会社	120百万円	100.0%	エネルギー関連製品の販売
正起金属加工株式会社	20百万円	97.0%	非鉄金属の加工及び販売
ハンワフーズ株式会社	200百万円	100.0%	水産加工品の販売
HANWA AMERICAN CORP.	US\$ 40,000千	100.0%	北米地域における商品の販売
HANWA CANADA CORP.	C\$ 2,300千	100.0%	北米地域における商品の販売
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	US\$ 300千	100.0%	北米地域における商品の販売
阪和（上海）管理有限公司	US\$ 2,500千	100.0%	アジア地域における商品の販売
阪和（香港）有限公司	HK\$ 70,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
台湾阪和興業股份有限公司	NT\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	US\$ 13,827千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA THAILAND CO., LTD.	THB 200,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
PT.HANWA INDONESIA	US\$ 2,100千	99.9%	アジア地域における商品の販売
長富不銹鋼中心（蘇州）有限公司	US\$ 18,000千	74.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
阪和鋼板加工（東莞）有限公司	US\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THB 576,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	US\$ 18,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売

(注) 当期の連結子会社は上記の30社であり、持分法適用非連結子会社は4社であります。

## (7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	67,180 百万円
株式会社みずほ銀行	48,180 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	37,259 百万円
三井住友信託銀行株式会社	21,123 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,389 百万円

## (8) 主要な事業内容

鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材及び機械等各種商品の販売を主たる事業とし、さらに鋼材加工、非鉄金属加工及びアミューズメント施設の管理・運営等の事業活動も行っております。

## (9) 主要な事業所

**国内** 当社本社 大阪本社（大阪府中央区）、東京本社（東京都中央区）  
 当社支社 名古屋支社（名古屋市東区）  
 当社支店 北海道支店（札幌市中央区）、東北支店（仙台市青葉区）、関東支店（高崎市栄町）、新潟支店（新潟市中央区）、中国支店（広島市中区）、九州支店（福岡市博多区）

（注）上記の他、当社の営業所7か所、事務所3か所があります。

**海外** 当社支店 ロンドン支店、ヨハネスブルグ支店  
 現地法人 HANWA AMERICAN CORP.（米国）、阪和（上海）管理有限公司（中国）、阪和（香港）有限公司（中国）、HANWA THAILAND CO., LTD.（タイ）、HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.（シンガポール）、台湾阪和興業股份有限公司（台湾）、PT. HANWA INDONESIA（インドネシア）等20か国21法人41か所

（注）上記の他、当社の事務所2か所があります。

（注）上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場等があります。当社グループの主要な子会社の概要は、「(6) 重要な子会社の状況」（27ページから28ページ）に記載のとおりです。

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
鉄鋼事業	1,883名
金属原料事業	100名
非鉄金属事業	99名
食品事業	107名
石油・化成品事業	131名
海外販売子会社	359名
その他	189名
全社（共通）	287名
計	3,155名

(注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,272名	56名増	37.6才	13.3年

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

## 2 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 570,000,000株
- ② 発行済株式の総数 211,663,200株（自己株式8,464,473株を含む。）
- ③ 当期末株主数 8,084名（前期末比2,501名減）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口）	14,843 千株	7.30 %
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社（信 託 口）	9,025	4.44
阪和興業取引先持株会	7,980	3.93
株式会社三井住友銀行	7,630	3.76
GOVERNMENT OF NORWAY	6,285	3.09
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口 9）	6,092	3.00
阪和興業社員持株会	4,242	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口 5）	3,622	1.78
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,278	1.61
新日鐵住金株式会社	3,001	1.48

(注) 1. 当社は、自己株式8,464,473株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪ホールディングス株式会社 社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
取締役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械総轄	
取締役 副社長執行役員	芹 澤 浩	東京鉄鋼・スチールサービス事業推進総轄	
取締役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄 兼 業務管理担当	
取締役 専務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所統轄	
取締役 専務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木材統轄	
取締 役	関 收		弁護士（尚法法律事務所）
取締 役	堀 龍 兒		株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取締役 常務執行役員	山 本 浩 雅	大阪条鋼部門・機械・大阪厚板・九州支店・中国支店統轄	
取締役 常務執行役員	畠 中 康 司	大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進統轄	
取締役 常務執行役員	長 嶋 日出海	東京条鋼部門・東京鋼板部門・東京鉄構営業事業本部・線材特殊鋼チタン・北海道支店・東北支店・新潟支店・関東支店統轄 兼 東京機械担当補佐	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	中 川 洋 一	管理部門統轄	東京ベイヒルトン株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	倉 田 泰 晴	燃料部門・食品部門統轄 兼 業務管理担当	
監査役（常勤）	江 島 洋 一		
監査役（常勤）	森 口 淳 宏		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	大久保 克 則		
監 査 役	平 形 光 男		

- (注) 1. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 名出康雄、大久保克則、平形光男の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏及び監査役 名出康雄、平形光男の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、社外取締役及び監査役全員と次のとおり責任限定契約を締結しております。  
(責任限定契約の内容の概要)  
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。
5. 平成28年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により森口淳宏、松岡良明の両氏は取締役を、岡田和彦、我妻廣繁の両氏は監査役をそれぞれ退任いたしました。
6. 平成28年6月29日開催の第69回定時株主総会において、新しく倉田泰晴氏は取締役に、森口淳宏、平形光男の両氏は監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

また、本年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪ホールディングス株式会社 社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
代表取締役 副社長執行役員	芹 澤 浩	全社鉄鋼総轄	
取締役 副社長執行役員	川 西 英 夫(*)		
取締役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄 兼 業務 管理担当	
取締役 専務執行役員	十 川 直 之(*)		
取締役 専務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木 材統轄	
取締役 専務執行役員	長 嶋 日出海	東京条鋼部門・東京鋼板部門・線材特殊鋼子 タン・北海道支店・東北支店・新潟支店・関 東支店統轄 兼 東京機械担当補佐	
取締役 専務執行役員	中 川 洋 一	管理部門統轄	
取締役 専務執行役員	倉 田 泰 晴	燃料部門・食品部門統轄 兼 業務管理担当	
取締 役	関 收		弁護士（尚友法律事務所）
取締 役	堀 龍 兒		株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取締 役 常務執行役員	山 本 浩 雅	大阪条鋼部門・機械・大阪厚板・九州支店・ 中国支店統轄	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	畠 中 康 司	大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進統轄	東京ベイヒルトン株式会社 代表取締役社長
監査役（常勤）	江 島 洋 一（*）		
監査役（常勤）	森 口 淳 宏（*）		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	大久保 克 則		
監 査 役	平 形 光 男		

- (注) 1. 平成29年4月1日付けで、代表取締役会長北修爾氏は取締役会長に、取締役副社長執行役員芹澤浩氏は代表取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員長嶋日出海、中川洋一、倉田泰晴の各氏は取締役専務執行役員にそれぞれ選定され就任いたしました。
2. (\*）印の取締役及び監査役は、平成29年6月29日開催予定の第70回定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	16名	713百万円	うち社外取締役 2名 16百万円
監 査 役	7名	75百万円	うち社外監査役 4名 25百万円
合 計	23名	788百万円	

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記金額には、平成28年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名に対する報酬を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額（年額）8億60百万円以内と、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額（年額）80百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	関 收	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、長年の行政及び企業経営の観点に加え、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。	弁護士（尚友法律事務所） （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外取締役	堀 龍 児	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、企業経営及び法律の専門的見地から適宜発言を行っております。	株式会社トクヤマ 社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T & Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外監査役	名 出 康 雄	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び18回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	—
社外監査役	大久保 克 則	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び18回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	—
社外監査役	平 形 光 男	当期においては、就任以降13回開催されたすべての取締役会及び14回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社等への往査を実施しております。	東京ベイヒルトン株式会社 代表取締役社長 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）

### (3) 会計監査人に関する事項

#### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

#### ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	75百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬及びタイPE.TAX申告のための調査業務の報酬を支払っております。

#### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関しまして、取締役会において以下のとおり決議しております。

(内部統制システムの構築・運用に関する基本方針)

- ①当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、阪和興業グループという。）の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
- ロ. 当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを原則として阪和興業グループの全役職員に冊子として配付し、その実効性を確保する。
- ハ. 阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員、社外取締役及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の

直接通報制度を確保するとともに、係る報告をしたことを理由として情報提供者が不利な取扱いを受けないことを保障する。また、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ確かな情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。

- 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。

- ②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める文書管理規程に基づき保存及び管理する。
- ロ. 文書事務責任者は保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。
- ③阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は法務審査部と連携

し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は新規事業及び投融資案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループの投資リスクを審査し、審査結果を当該案件の決裁者に報告する。

- ロ. 当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部及び法務審査部等が連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。また、コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
- ハ. 当社の人事部、監査部及び経営企画部等は関係部署と連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- 二. 阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内外拠点、国内グループ会社及び海外現地法人等に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に内部監査報告を行う。また、担

当する取締役が年4回阪和興業グループ各社の状況を取締役に報告する。

- ホ. 当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
- ヘ. 当社はグループ会社管理規程及びグループ会社財務管理規程に基づき、当社の子会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社の子会社に係るリスクを適正に管理する。
- ト. 当社は各部門及びグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールするための活動（HKQC活動＝Hanwa Knowledge Quality Control）を推進する。

④阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定する。さらに取締役は、取締役会付議基準に則り阪和



興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議案として上程する。

- ロ. 当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、東京本社、大阪本社、名古屋支社の各店で原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、国内子会社の一部も含めて報告を受け、阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
- ハ. 当社は中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）を行い、職務執行の効率性の向上を図る。
- 二. 当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役を含む委員にて構成される役員評価委員会を年2回以上開催し、各取締役、執行役員個々人の業務執行に係る重要事項の表明及び役員相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、当該委員会における報酬会議並びに選任会議において役員報酬及び役員人事を各々適正に決定する。

⑤阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。
- ロ. 当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
- ハ. 当社は常勤監査役、監査部及び子会社の監査役その他により構成されるグループ会社監査役連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を補助すべき使用人として若干名の使用人を置く。当該使用人は監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。

⑦阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

イ. 阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反について当社の監査役に報告する。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役に報告する。

取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。

ロ. 当社の監査役が報告を求めた事項については、阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社の監査役等は迅速かつ的確に対応する。

ハ. 監査部は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。

二. 当社は阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が前3号

に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査役は取締役、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。

ロ. 当社は監査役が取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び当社の子会社の調査等を行い得る体制を整備する。

ハ. 当社は監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いまたは償還等の処理をする。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係る内部統制システムについて）

イ. 阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係

る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。

ロ. 阪和興業グループの内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する監査部は、内部統制の構築及び運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。

ハ. 内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する阪和興業グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書に意見を述べる。

また、当期における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は以下のとおりです。

〈業務の適正を確保するための体制  
（内部統制システム）の運用状況の概要〉

#### ①コンプライアンスに関する取組みについて

当社は、平成15年4月に企業倫理理念、企業倫理規範及び企業倫理行動基準を定め、さ

らに平成18年4月にはコンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員に配付するなどコンプライアンス体制の整備に注力してきました。また、当社は平成27年10月にコンプライアンス・マニュアル第4版を発行するとともにコンプライアンスに関する相談窓口の拡充を行いました。当期においても、グループ会社を含めたコンプライアンス体制の構築を目指し、前年度より着手していた海外子会社等の役職員向けのコンプライアンス・マニュアル翻訳版の配付を本年度において完了するなど、引き続きコンプライアンス体制の拡充に努めました。

#### ②リスク管理への取組みについて

当社は、新規事業・投融資案件、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易安全保障上等のリスクについてはそれぞれに対応部署を定めて管理するとともに、諮問機関として各種委員会を設け、その対応をサポートする体制を取っております。

当社では、平成27年よりHKQC（Hanwa Knowledge Quality Control）活動を開始しました。これにより各部門やグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールしていくことを目指しています。

当期において、HKQC活動の実施・運用状況の確認や他部門との情報共有を図るため国内全部門及びグループ会社を対象としたHKQCキックオフ大会を開催し、リスク管理に係る役職員の意識高進に努めました。

また、大規模災害や感染症の発生に備え策定したBCP（Business Continuity Plan）について、適宜見直しを行っております。

### ③グループ管理への取組みについて

当社は、グループ会社管理規程及びグループ会社財務管理規程を策定し、当社グループ会社における適正な権限管理体制や報告体制を構築するとともに、経営企画室にグループ支援課を設置し、効率的、実効的なグループ管理体制の整備を進めております。当期において、グループ支援課の人員を増強したほか、国内グループ会社の社長を対象としたグループ会社社長会を、グループ会社社長もしくは各社管理部門実務担当者を対象としたグループ会社連絡会をそれぞれ開催し、様々なテーマについて議論するとともに、グループ会社間の情報共有や相互理解を深耕させました。また、当社は、当社監査役と当社グループ会社の監査役が情報共有できる場として、グループ会社監査役連絡会議を設けており、当期において当該会議を2回開催しました。

### ④取締役の職務執行について

当社は、取締役会規則等に基づき取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催することとしており、取締役会では法令や定款等に定められた事項や執行役員も含めた経営会議での協議を経た経営に関する重要事項を決定しております。当期において取締役会を16回、経営会議を24回開催しております。また、取締役会は、各取締役から阪和興業グループにおける業務執行等に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

### ⑤監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について

阪和興業グループの取締役、執行役員及び使用人並びに子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反が起こった場合には、その事象を当社の監査役に適時報告する体制を取っております。

コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役への報告体制を確保しております。

取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告しております。

監査部は、予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行っております。

また、代表取締役及び各部門を統轄する取締役は、個別に監査役及び社外取締役と面談し、様々な事項について情報交換を行っております。

なお、当社は監査役が独自の調査等その職務の遂行を補助すべき使用人2名（兼任）を選任しており、監査役の職務執行をサポートする体制を確保しております。

当期においても、引き続き上記の体制を維持し、監査役監査の実効性を確保しました。

## (5) 株式会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模な買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えます。この考え

に基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付の対象企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく進められることがあります。

当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様への共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）といたします。

## ②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成28年5月に平成28年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定しました。本中期経営計画では、『Sへのこだわり－STEADY, SPEEDY, STRATEGIC－』～中長期を見据えたSUSTAINABLEな収益体質と経営基盤の強化～をテーマに掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図れるものと考えております。

## ③不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件」を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、承認後の対応方針を「現対応方針」といいます。）。

現対応方針におきまして、当社は大規模買付者からの事前の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会

が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は独立した第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は社外有識者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

## ④上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが上記①の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立した第三者により構成される特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際等には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、現対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

また、当社は、現対応方針の有効期限を当社第68回定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成30年開催の当社第71回定時株主総会において現対応方針の継続等を付議し、改めまして現対応方針に関する株主の皆様への総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、現対応方針はその時点で廃止されるものといたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>537,773</b>
現金及び預金	28,465
受取手形及び売掛金	307,853
電子記録債権	30,742
有価証券	486
たな卸資産	111,039
繰延税金資産	1,919
その他	57,599
貸倒引当金	△334
<b>固定資産</b>	<b>156,458</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>59,492</b>
建物及び構築物	18,596
土地	29,640
その他	11,255
<b>無形固定資産</b>	<b>2,034</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>94,932</b>
投資有価証券	72,524
長期貸付金	10,842
繰延税金資産	283
その他	11,787
貸倒引当金	△504
<b>資産合計</b>	<b>694,232</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>359,058</b>
支払手形及び買掛金	191,989
短期借入金	107,262
コマーシャル・ペーパー	5,000
1年内償還予定の社債	21
未払法人税等	6,752
賞与引当金	2,306
製品保証引当金	146
関係会社事業損失引当金	512
その他	45,068
<b>固定負債</b>	<b>163,536</b>
社債	40,076
長期借入金	106,232
繰延税金負債	5,366
再評価に係る繰延税金負債	1,634
退職給付に係る負債	4,518
その他	5,709
<b>負債合計</b>	<b>522,595</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>159,709</b>
資本金	45,651
利益剰余金	117,778
自己株式	△3,720
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,713</b>
その他有価証券評価差額金	12,580
繰延ヘッジ損益	142
土地再評価差額金	2,966
為替換算調整勘定	1,062
退職給付に係る調整累計額	△6,037
非支配株主持分	1,214
<b>純資産合計</b>	<b>171,637</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>694,232</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,514,037
売上原価		1,449,522
売上総利益		64,514
販売費及び一般管理費		41,088
営業利益		23,426
営業外収益		
受取利息	1,238	
受取配当金	1,446	
その他	1,207	3,891
営業外費用		
支払利息	2,553	
持分法による投資損失	88	
為替差損	284	
支払保証料	734	
その他	750	4,411
経常利益		22,907
特別利益		
固定資産売却益	876	
投資有価証券売却益	674	1,551
特別損失		
固定資産売却損	227	
投資有価証券評価損	814	
事業整理損	253	1,295
税金等調整前当期純利益		23,163
法人税、住民税及び事業税	7,354	
法人税等調整額	△625	6,728
当期純利益		16,434
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		16,363

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	4	104,600	△1,449	148,807
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△3,900		△3,900
連結範囲の変動			219		219
持分法の適用範囲の変動			700		700
親会社株主に帰属する当期純利益			16,363		16,363
自己株式の取得				△2,270	△2,270
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4	△200		△205
連結子会社株式の売却による持分の増減			△0		△0
その他の			△4		△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△4	13,177	△2,270	10,902
当 期 末 残 高	45,651	—	117,778	△3,720	159,709

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	8,024	△376	2,966	1,842	△6,397	6,059	1,272	156,139
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△3,900
連結範囲の変動								219
持分法の適用範囲の変動								700
親会社株主に帰属する当期純利益								16,363
自己株式の取得								△2,270
連結子会社株式の取得による持分の増減								△205
連結子会社株式の売却による持分の増減								△0
その他の								△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,555	518		△780	360	4,654	△58	4,596
当期変動額合計	4,555	518	—	△780	360	4,654	△58	15,498
当 期 末 残 高	12,580	142	2,966	1,062	△6,037	10,713	1,214	171,637

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>475,018</b>
現金及び預金	15,384
受取手形	42,827
電子記録債権	29,813
売掛金	239,435
有価証券	486
たな卸資産	82,043
前渡金	18,814
前払費用	366
繰延税金資産	1,480
その他	44,709
貸倒引当金	△344
<b>固定資産</b>	<b>157,693</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>35,723</b>
建物	11,472
構築物	1,297
機械及び装置	1,560
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	321
土地	19,724
リース資産	186
建設仮勘定	1,160
<b>無形固定資産</b>	<b>860</b>
ソフトウェア	842
その他	18
<b>投資その他の資産</b>	<b>121,109</b>
投資有価証券	57,587
関係会社株式	37,494
出資金	3,786
関係会社出資金	3,648
長期貸付金	10,226
従業員に対する長期貸付金	49
関係会社長期貸付金	560
破産更生債権等	143
長期前払費用	244
前払年金費用	4,724
その他	2,809
貸倒引当金	△164
<b>資産合計</b>	<b>632,711</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>310,034</b>
支払手形	32,196
買掛金	155,042
短期借入金	68,732
コマーシャル・ペーパー	5,000
リース債務	108
未払金	10,635
未払費用	1,334
未払法人税等	6,266
前受金	22,604
預り金	5,179
前受収益	66
賞与引当金	1,844
製品保証引当金	146
その他	876
<b>固定負債</b>	<b>156,915</b>
社債	40,000
長期借入金	103,591
リース債務	172
繰延税金負債	6,978
再評価に係る繰延税金負債	1,634
その他	4,538
<b>負債合計</b>	<b>466,949</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>150,343</b>
資本金	45,651
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
<b>利益剰余金</b>	<b>108,408</b>
利益準備金	3,649
その他利益剰余金	104,758
特別償却準備金	156
圧縮記帳積立金	50
繰越利益剰余金	104,551
自己株式	△3,720
評価・換算差額等	15,417
その他有価証券評価差額金	12,312
繰延ヘッジ損益	139
土地再評価差額金	2,966
<b>純資産合計</b>	<b>165,761</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>632,711</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,283,953
売上原価		1,235,790
売上総利益		48,163
販売費及び一般管理費		28,494
営業利益		19,668
営業外収益		
受取利息	1,276	
受取配当金	2,039	
その他	760	4,075
営業外費用		
支払利息	2,034	
為替差損	40	
支払保証料	625	
その他	641	3,342
経常利益		20,401
特別利益		
固定資産売却益	876	
投資有価証券売却益	674	1,550
特別損失		
固定資産売却損	227	
関係会社株式評価損	743	970
税引前当期純利益		20,982
法人税、住民税及び事業税	6,210	
法人税等調整額	△890	5,320
当期純利益		15,661

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	45,651	4	4	3,259	201	50	93,140	96,651	△1,449	140,857
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				390			△4,291	△3,900		△3,900
特別償却準備金の取崩					△44		44	—		—
当 期 純 利 益							15,661	15,661		15,661
自己株式の取得									△2,270	△2,270
そ の 他							△4	△4		△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	390	△44	—	11,411	11,756	△2,270	9,485
当 期 末 残 高	45,651	4	4	3,649	156	50	104,551	108,408	△3,720	150,343

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	7,899	△376	2,966	10,489	151,347
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△3,900
特別償却準備金の取崩					—
当 期 純 利 益					15,661
自己株式の取得					△2,270
そ の 他					△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,412	516		4,928	4,928
当 期 変 動 額 合 計	4,412	516	—	4,928	14,414
当 期 末 残 高	12,312	139	2,966	15,417	165,761

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

阪和興業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 芳 則 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 堀内 計 尚 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 竹下 晋 平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年4月28日に子会社である日本南ア・クロム株式会社が実施する第三者割当増資の払込を完了し、当該子会社は、平成29年5月2日にSamancor Chrome Holdings Proprietary Limitedの株式を取得した。なお、会社は、同社を持分法適用関連会社とする予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

阪和興業株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内計尚	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹下晋平	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

阪和興業株式会社 監査役会

常勤監査役	江島	洋一	印
常勤監査役	森口	淳宏	印
社外監査役	名出	康雄	印
社外監査役	大久保	克則	印
社外監査役	平形	光男	印

以上





## 株主総会会場ご案内図

会 場

**HK淀屋橋ガーデンアベニュー 阪和興業株式会社** 7階会議室

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

電話：(06)7525-5000

### 交通のご案内

地下鉄御堂筋線

**「淀屋橋駅」** 下車

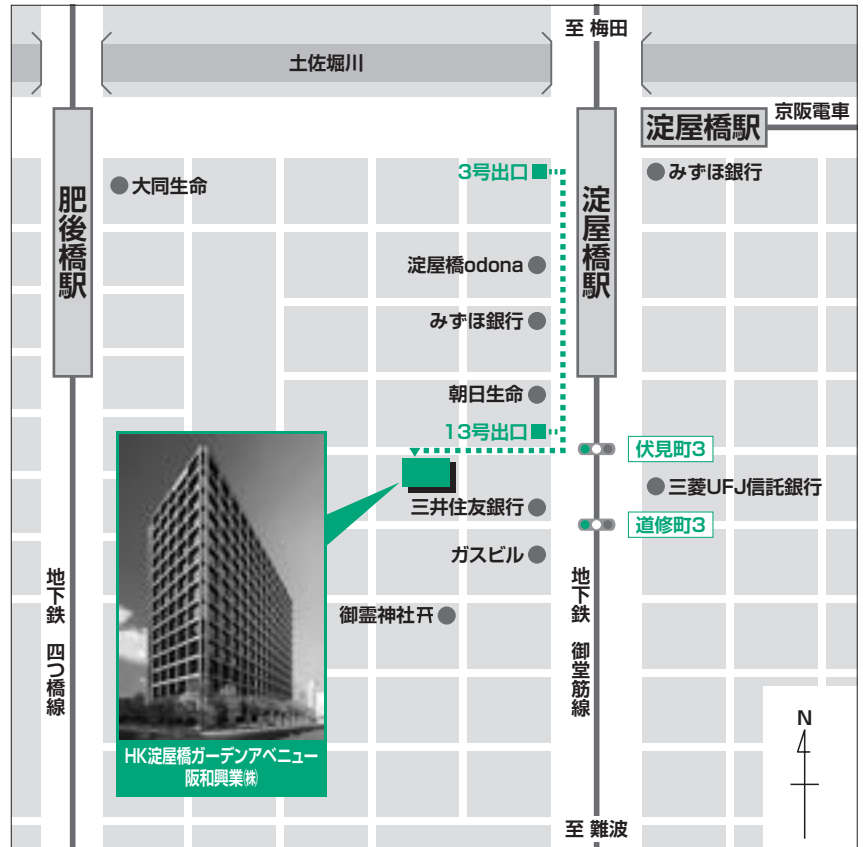
13号出口から徒歩約2分

京阪電車

**「淀屋橋駅」** 下車

3号出口から徒歩約10分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



**阪和興業株式会社**